

平成26年度

中川区「地域の底力を応援」助成事業

のご案内

地域住民が、中川区内で取り組んでいる福祉活動やボランティア活動に対して、地域の皆さんからいただいた共同募金や賛助会費を財源に助成を行う事業です。

申込締切：
～平成26年7月7日(月)

地域の福祉課題を
解決する
新たな事業に！

団体の通常行う
地域福祉活動に！

はばたき事業助成

ささえあい活動助成

- ・団体の通常活動にとどまらず、地域が抱える様々な福祉課題を解決するために取り組む事業で、助けあい・支えあい活動の推進、展開などが大いに期待できる先駆的な事業に対して助成します。
- ・1団体(1事業)につき、100,000円を上限とします。



和 輪 話 わっ!!と
みんなでつくろう 支えあいのまち

- ・団体の行う地域福祉活動に対して助成します。
- ・1団体につき、20,000円を上限とします。



事業の趣旨

この事業は、地域住民による福祉活動の強化、公開プレゼンテーションによる地域住民への福祉活動の紹介、賛助会費・共同募金への理解促進に寄与するとともに、中川区の地域福祉を推進することを目的に実施します。

助成対象の団体

助成の対象は、中川区内で、過去に6ヶ月以上の活動実績があり現在活動中の非営利の次の団体とします。

- (1) 法人格を持たない任意団体（ボランティアグループ等）
- (2) 特定非営利活動法人

※ 平成26年度中に、本会から他の助成を受けているまたは受ける予定のある団体(推進協など)は除く。

助成対象の事業・活動

助成の対象となる事業・活動は、平成26年度中(平成27年3月末まで)に、中川区内で高齢者、障がい者、児童やその保護者等広く住民を対象に実施し、地域福祉の推進を図る活動とします。

次のような場合は、助成の対象となりません。

- ★ 介護保険法・障害者総合支援法の適用事業
- ★ 行政機関から助成を受けている事業または活動
- ★ その他、過度な飲食代や親睦会費など会長が不相当と認めるもの

助成の種類・金額

表紙をご覧ください。

申請手続

中川区「地域の底力を応援」助成事業助成申請書に以下の書類を添付して、本会あてご提出ください。

- ちらしなど活動状況のわかる資料
- 見積書 ※ 備品を購入する場合

※ 「はばたき事業助成」「ささえあい活動助成」の両方に申請することができます。

※ はばたき事業助成：様式1、ささえあい活動助成：様式2を使用

※ 申請書は、本会ホームページ(<http://www.nakagawashakyo.jp>)からダウンロードできます。

※ 助成を希望する団体は、必ず審査会に出席してください。「はばたき事業助成」は10分程度、「ささえあい活動助成」は1分程度のプレゼンテーションをしていただきます。

※ 欠席される場合、申請は受け付けられません。また、当日欠席した場合も助成できません。

申込締切

平成26年7月7日(月) 必着

次のような場合、申請は受け付けできません。

- ★ 特定の人だけを対象とした活動である。
- ★ 参加者の募集、活動の拡大などを行っていない。
- ★ 助成金のみによる活動である。
- ★ 審査会当日に出席することができない。

＜「はばたき事業助成」は、以下の場合も申請の対象となりません＞

- 通常の活動や、すでに行っている事業と同じである。
- 申請内容が過去のものと同じである。

審査方法

- 書類・公開プレゼンテーションによる審査

平成26年7月29日(火) 13:30～16:00 中川区在宅サービスセンター

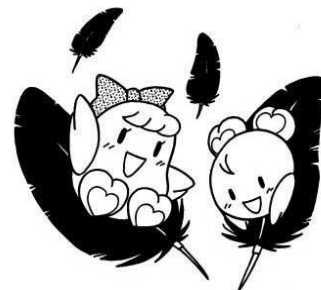
- ※ プレゼンテーション終了後に行う審査会で、交付の可否や助成額について決定します。
- ※ **審査のポイント**（下記①～⑤）をご確認のうえ申請してください。
- ※ 審査会は、学識経験者・地域団体関係者・地域住民・本会事務局などで構成されます。
- ※ 審査結果・助成金の交付については、後日通知します。

審査のポイント

①必要性	区民の福祉ニーズに合致していて、中川区の福祉推進に必要な事業・活動ですか？
②財政状況	効率的・有効に経費が活用されていますか？ 参加者の自己負担なく、助成金のみで運営していませんか？
③広報	特定の会員だけを対象とした自助的な事業・活動ではなく、地域住民への広報や新しい参加者の募集を行っていますか？
④協働性 (はばたき事業 助成のみ)	今後、本会・地域福祉推進協議会・社会福祉施設・ボランティアグループなどと協働での取り組みができますか？
⑤先駆性・発展性 (はばたき事業 助成のみ)	新しい福祉課題を解決する先駆的な取り組みですか？ これまでの活動を発展(拡大)させていますか？新たな発展が見込めますか？

その他

- ご提出いただいた申請書等は返却できませんので、ご了承ください。なお、申請内容について問い合わせをする場合がありますので、申請書等の写しを必ず保存しておいてください。
- 申請書の一部は公開資料になりますので、記入にあたりご注意ください。
- 申請書等に記載されている個人情報に関しては、本会個人情報保護規定に基づき、適正に管理します。



賛助会費とは・・・

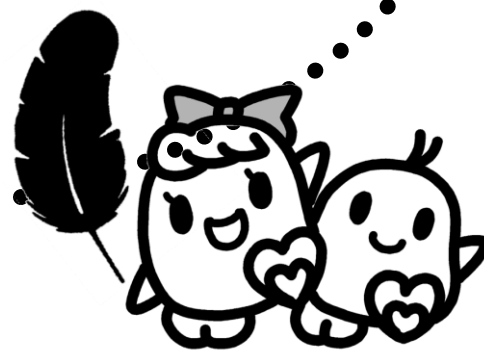
福祉のまちづくりを進めるため、区社協独自のサービスや福祉事業を行うため、本会の趣旨にご賛同いただいた方に、年会費：個人1口1,000円、法人・団体1口5,000円で、ご協力をいただいています。
平成25年度は、1,100万円あまりのご協力をいただきました。

共同募金とは・・・

毎年10月から全国一斉に行われる募金運動で、12月からは歳末たすけあい募金も併せて行われます。集まった募金は、7割が中川区内の地域福祉に使われ、その他愛知県内の社会福祉施設の整備などに使われています。

この助成事業は、地域住民の皆さんが、中川区の福祉のためにとご寄付いただいたものを財源にしています。

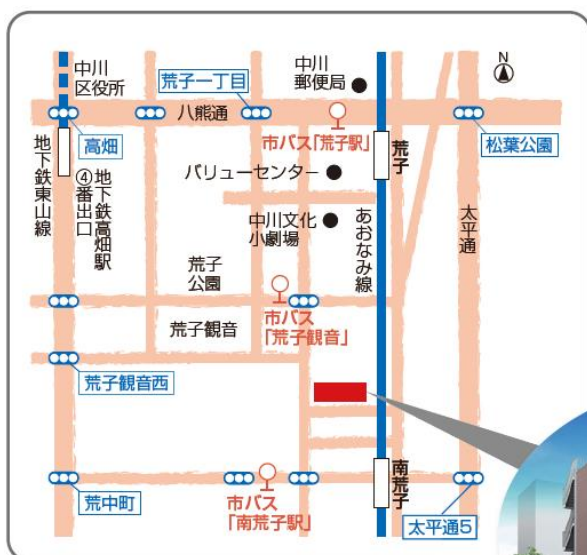
ぜひ、有効にご活用ください。



審査会場

中川区在宅サービスセンター 研修室・調理室

※ 駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関でお越しください。



中川区在宅サービスセンター



あおなみ線「荒子」市バス「荒子駅」下車……………南へ徒歩約8分
あおなみ線「南荒子」市バス「南荒子駅」下車……………北へ徒歩約5分
市バス「荒子観音」下車……………徒歩約4分

社会福祉法人 名古屋市中川区社会福祉協議会

〒454-0875 名古屋市中川区小城町1-1-20 中川区在宅サービスセンター内

電話：352-8257

FAX：352-3825

